

東みよし町 事務事業評価シート

評価年度	令和5年度	事業年度	令和4年度
------	-------	------	-------

1 事務事業の概要

事務事業名	未熟児養育医療給付事業		整理番号	1306-084		
第2次 総合計画体系	政策目標	1 健やかに暮らせるまち	担当部署	福祉課		
	分野別施策	3 子ども・子育て支援の充実	所属長	森本 志子		
	主な施策	3 子どもと母親の妊娠期からの健康の確保	電話番号	82-6306		
根拠法令等	母子保健法 未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱					
事業実施方法区分	<input checked="" type="checkbox"/> 町直営	<input type="checkbox"/> 全部委託	<input type="checkbox"/> 一部委託	<input type="checkbox"/> 指定管理	<input type="checkbox"/> 補助金等	
事業継続年数	事業開始年度	平成25年度	<input type="checkbox"/> 5年以内	<input checked="" type="checkbox"/> 6年～10年	<input type="checkbox"/> 11年～20年	<input type="checkbox"/> 21年以上

2 事務事業の目的・内容・成果

事務事業の対象 具体的に誰(なに)を	出生時体重が2,000g以下または生活力が特に薄弱で未熟児養育医療制度に定める症状を示す未熟児で、医師が入院養育を必要と認めた満1歳未満の者	対象者	数人/年
事務事業の目的 どのような状態にしたいのか	未熟児は、正常の新生児に比べて機能が未熟であり疾病にかかりやすく、出生後速やかに適切な処置を講ずる必要がある。母子保健法第20条の規定により、これら未熟児に対し指定医療機関において、必要な医療の給付を行うことを目的とする。		
事務事業の内容 どのような方法・手段で 事務事業を行ったか	<ul style="list-style-type: none"> 対象の未熟児1人につき1枚の養育医療券を保護者に交付する。 有効期間は、担当医師が作成した養育医療意見書に記載されている診療予定期間(出生の日から最長でも1歳の誕生日の前日まで)。 指定養育医療機関における入院医療費を移送費等を除きすべて現物給付。 未熟児が医療保険各法の被扶養者等である場合、医療保険各法による医療の給付を優先し、その給付の残額を養育医療で給付。 養育医療の給付額が高額療養費制度に該当する場合は、その限度額までを養育医療で給付。 		
事務事業の成果 結果・実績はどうか	未熟児の保護者が養育医療費の助成を頼りにしている現状がある。 令和4年度 該当者 1人(23日間)		
特記事項			

3 事業費の推移と評価対象年度経費

	令和3年度		令和4年度(評価対象年度)		令和5年度(見込)	
事業費【(a)～(e)の合計】	388,931	うち繰越分 ↓ 0	136,096	うち繰越分 ↓ 0	611,000	うち繰越分 ↓ 0
財源内訳	国庫支出金(a)	160,560	64,398	300,000		
	県支出金(b)	111,337	32,199	150,000		
	地方債(c)					
	その他(d)					
	うち受益者負担					
	一般財源(e)	117,034	39,499	161,000		
特定財源の名称・金額	養育医療費給付事業補助金(国) 64,398円 養育医療費給付事業補助金(県) 32,199円					
令和4年度 経費の内訳 事務事業に係る経費の詳細	予算科目(歳出区分) 会計 1 一般会計 款 4 衛生費 項 1 保健衛生費 目 4 母子保健費 需用費(消耗品費) 7,224円 役務費(審査手数料) 76円 扶助費(医療費) 128,796円					
備考	令和4年度国庫補助金は249,760円入金されたが、令和5年度に185,362円返還予定。					